

# 〈後期高齢者医療保険にご加入の皆さまへ〉

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1213、医療年金課 ☎内線1722

## 令和6・7年度 後期高齢者医療保険料率

改定

令和6・7年度の保険料率は下記の通りとなります(県内で均一の保険料)。

※後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

令和6年度の保険料額につきましては、7月に送られる後期高齢者医療保険料額決定通知書をご確認ください。

		令和4・5年度	令和6・7年度
保険料率	均等割額	46,000円	47,500円(+1,500円)
	所得割率	8.50%	9.66%(+1.16%)

※激変緩和措置として、年金収入153万円～211万円相当以下の方を対象に、令和6年度に限り所得割率は9.00%(+0.50%)となります。

＜改定理由＞ 後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担し、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

全世代対応型社会保障の推進の観点から、若年世代の出産育児一時金に要する費用の一部を後期高齢者医療制度において支援することになったことや、被保険者数の増加や1人当たりの医療費の伸びが見込まれることから、令和6・7年度の保険料率を改定することとなりました。

## 令和6・7年度 賦課限度額(年間保険料額の上限)

改定

中間所得者層の負担軽減を図るため、また上位所得者層にも応分の負担を求める観点から下記の通り変更となります。

	令和4・5年度	令和6・7年度
限度額	66万円	80万円

※激変緩和措置として、令和6年3月31日以前からの被保険者、障害認定により被保険者となった方などは、令和6年度に限り73万円となります。

## 所得が低い方に対する軽減措置

改定

世帯の所得水準に応じて均等割額が軽減されます。

均等割額の軽減対象判定基準のうち、5割軽減・2割軽減の金額が下記の通りとなります。

	令和5年度	令和6年度～
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	(改定なし)
5割	43万円+29万円×(給与所得者等の数-1)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+29.5万円×(給与所得者等の数-1)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割	43万円+53.5万円×(給与所得者等の数-1)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+54.5万円×(給与所得者等の数-1)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯